



おくすりの名前と一般名処方と後発医薬品

当院におきましてはあまり、なじみのないおはなしですが、薬には一般名と商品名とがあり、一般名は薬の有効成分の名称です。商品名はその薬を発売している登録商標です(®がついています)。特許が切れた先発医薬品に対する後発医薬品(ジェネリック医薬品)が発売されるようになり、処方箋に一般名が記載されるようになりました。

一般名処方とは、お薬の有効成分をそのままお薬名として処方することです。これにより、患者さんは有効成分が同一の医薬品が複数あれば先発医薬品、ジェネリック医薬品をご自身で選ぶことができます。

一般名処方の標準的な記載は右の図のとおり、**【般】** + 「一般的名称(成分)」 + 「剤形」 + 「含量」と記載されています。

「一般的名称」については、添付文書における有効成分の一般的名称を基本としつつ、これをもととした既収載品の販売名も参考にして一部簡略化したものもあります。

例：アトルバスタチンカルシウム水和物 → アトルバスタチン

ジクロフェナクナトリウム → ジクロフェナク Na

また、配合剤については、原則として、有効成分の一般的名称(原則として、塩及び水和物に関する記載は省略)を「・」で接続し、含量は記載しないこととしていますが、同一の有効成分を含有し、含量のみ異なる複数の製剤が存在するときは、区別のため、一般的名称の後に含量を記載しています。

その他、同一の有効成分・剤形を有する医薬品であって、効能・効果、用法・用量等の異なるものが存在する場合には、括弧書き等により区別を行っているものがあります。



ジェネリック医薬品とは、新薬(先発医薬品)と同等の有効成分・効能があると厚生労働省から認められている安価なお薬です。

ジェネリック医薬品はなぜ低価格?

開発費が抑えられているためです



ジェネリック医薬品の工夫



一般名処方 Q&A

Q1 一般名処方以外の処方があるのですか？

A1 処方せんには「商品名」で記載されるお薬もあります。

「商品名」とは一つひとつの薬に製薬会社が名前をつけたものです。

「商品名：ロキソニン[®]錠」→「一般名：ロキソプロフェン錠」

「商品名：カロナール[®]錠」→「一般名：アセトアミノフェン錠」

Q2 一般名処方の場合のメリットは？

A2 ジェネリック医薬品を選択できますので、患者さんの経済的負担が軽くなります。

Q3 「商品名」の処方だとジェネリック医薬品は受け取れないのですか？

A3 そのようなことはありません。薬剤師が同じ成分・効能の薬であることや副作用について説明し、患者さんの理解を得た上で、ジェネリック医薬品を調剤することは可能です。医師から「変更不可（その薬しか調剤できない）」とされていない場合にはジェネリック医薬品へ変更できます

以上、協会けんぽホームページ (<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>) および厚生労働省「処方箋に記載する一般名処方の標準的な記載」より引用いたしました。

効き目も同等で安価であればジェネリック医薬品の方がよろしい、と誰もが考えますが、ジェネリック医薬品は有効成分は先発医薬品と同じですが、錠剤等のくすりを形成する添加物等は同じではありません。従いまして、まれにこれら添加物にアレルギーがお持ちであると服用後に湿疹や吐き気等の消化器の異常を生じる場合がございます。

そこで登場したのがオーソライズド・ジェネリック（Authorized Generic：AG）です。AGとは、先発医薬品メーカー（新薬メーカー）が認定・許諾をし、先発医薬品と同一成分だけでなく、原薬・添加物・製造方法などの全てにおいても新薬（先発医薬品）と一緒にあり、特許使用の許可を得て、販売できるジェネリック医薬品のことです。ただ、すべてのジェネリック医薬品にオーソライズド・ジェネリックがあるわけではありません。

★編集後記

医薬品の供給不足が多岐・多種にわたり市場は大混乱を呈し状態が続いております。一部の後発医薬品メーカーが生産中止を表明したり、原材料の入手が困難で市場への出荷が遅れたり、その事情は様々です。一日でも早くこのようなことから解消されたいものです。一昔前は後発医薬品の選別・選定において、その物流を鑑みることは少なかったのですが、現在ではその流通事情が最も重要なポイントになってしまっており、頭が痛いです。その点 AG は流通に問題ないといわれておりますが・・・

